

「世帯の所得等に関する調書」の記入方法

1 「同一生計世帯の家族構成」について

- (1) この調書は、同居・別居に関わらず、同一生計の人を全員記入してください。
なお、同居者でも別生計の家族がいる場合は、記入の必要はありません。
※所得のない人でも必要経費の対象となりますので、必ず記入してください。
- (2) 同一生計であるかどうかの判断は、申請時現在の生計状況を基準に判断してください。
同居家族は、通常、同一生計世帯です。生計（家計）を支えている方が別居している場合も同様です。
- (3) 申請者本人についても記入してください。
- (4) 単身世帯の場合は、同一生計の有無に関わらず、必ず父・母の欄を記入してください。
- (5) 記入した人すべての「**令和6年度（令和5年分）所得証明書**」（各市町村役場で発行）を添付してください（収入や所得がない場合も添付が必要です）。
※ただし、令和6年4月1日現在で18歳未満の方については、提出の必要はありません。
※必ず「**令和5年分（令和5年1月～令和5年12月）**」の所得証明書を取得してください。
（令和6年5～6月頃より取得できます。）
- (6) 家計の算定にあたっては、原則ご提出いただいた**所得証明書の所得額**を参考とします。
添付した所得証明書と本年の収入に大きな変動がある場合は、「収入減額」の欄に○を記入し、「調書（その2）」に具体的な事情を記入してください。
- (7) 単身世帯の所得算定にあたっては、原則父母の所得を合算します。
なお、父母から支援が得られない等の特別な理由がある場合は、「特別事情」欄に○を記入し、「調書（その2）」に具体的な事情を記入してください。
※この場合、記載内容を証明できる書類等を添付してください。
- (8) 所得に変動がある場合の「**本年度収入見込額**」の記入にあたっては、給与所得の場合は「支払金額」（控除を受けていない額）を、給与所得以外の場合は**収入額から必要経費を差し引いた後の「所得額」**を記入してください。
※この場合、本年の年間収入（見込）金額を証明する書類（就業先の支払見込み証明書等）を添付してください。
- (9) 上記の年間収入（見込）金額の証明が得難い場合は、1か月の支払明細書[㊦]等を添付のうえ、給与所得の場合は、16か月分、パート勤務又は給与所得以外の場合は12か月分を算定し、記入してください。

2 「県内の指定就業機関への就業意思」について

当修学資金制度は、県内の指定就業機関において歯科技工士の業務に従事しようとする意思のある方が貸与者の条件の一つになっています。

県内の指定就業機関へ就業する意思について、該当する記号に○を付してください。

※「県内の指定就業機関」については、「募集要項」の「12」を参照してください。

※ 記入方法や添付書類などご不明の点があれば、県担当者（健康推進課 TEL：059-224-2294）にお問い合わせください。